

<目次>

- 年頭所感
「集团的消費者被害救済制度の実現求め、自らの組織・財政基盤の強化をはかる年に」
- 集团的消費者被害救済制度に関するシンポジウムの予告
- 三井ホームエステート差止請求訴訟第3回期日等のお知らせ
- 書籍「18歳から考える 消費者と法」のご紹介
- 検定試験アンケート概要

年頭所感

集团的消費者被害救済制度の実現求め、自らの組織・財政基盤の強化をはかる年に

特定非営利活動法人 消費者機構日本
理事長 芳賀 唯史

2010年は、続く不況の中で経済的格差が広がり、若年者の就職難をはじめとして貧困問題を深刻に受け止めざるを得ない年となりました。消費者問題においては、未公開株などの投資商法被害や、高齢者に対する強引な訪問販売などに加え、貧困ビジネスが社会問題となりました。消費者庁と消費者委員会は発足から2年目を迎え、その真価を發揮するための体制強化の必要性が浮き彫りになりました。

消費者機構日本は、設立から6年、適格消費者団体の認定を受けてから3年が経過しました。設立以来の申入れや要請は64件となり、そのうち具体的に約款や勧誘行為が是正された事例は35件となりました。これらの是正の結果、年間1.1億円を超える消費者被害を未然に防止できたと推計されます。このような活動実績を評価いただき、適格消費者団体の認定更新を受けることができました。

昨年、消費者機構日本にとってはじめての差止請求訴訟を提起し、現在係争中です。この他に新たに11件の申入れや要請等を行っており、差止請求の活動に尽力しております。

2010年は集团的消費者被害救済制度の検討がすすんだ年でもありました。専門家のご協力をいただきながら同制度に関する研究会等を開催し、それらの成果をふまえた消費者機構日本としての提言（素案）を発表するなど、同制度のあり方に関する議論に積極的に参加してまいりました。

また、財政強化の観点から、会員と寄付の拡大をはかるため、認定NPO法人の申請を国税局に行い、現在、審査を受けています。広報活動強化の観点からホームページのリニューアルも行いました。

さて2011年は、集团的消費者被害救済制度の検討が本格的にすすむ年となります。少額多数被害が特徴である消費者被害の救済に資する制度、適格消費者団体も活用できる制度の実現に向けて、様々な取り組みをすすめていきます。政策提言に

とどまらず、多くの消費者団体と一緒に、同制度の必要性について社会的支持を広げ、制度実現の基盤をつくってまいります。あわせて、消費者機構日本が同制度を活用できるよう、業務や活動のあり方を再検討し体制整備を準備する年としていきます。財政基盤強化のための会員と寄付の拡大の取り組みを強化する必要があります。

また、当機構の第一号差止請求訴訟の活動をはじめ、引き続き差止請求活動を積極的に推進します。

新しい年も、消費者問題に係わる専門家の方々や消費者団体関係者の皆様との共同と、消費者庁をはじめとした消費者行政機関との協力を強め、消費者の権利の実現をはかる観点から、適格消費者団体としての活動に取り組んでまいりましょう。会員の皆様の旧来にも増しての諸活動への参加とご支援をよろしくお願い申し上げます。

「集団的消費者被害救済制度」に関する消費者シンポジウムの開催について

ご承知のように、現在、国（消費者庁・消費者委員会）では、様々な消費者被害の回復と救済のために、「集団的消費者被害救済制度」の創設についての検討を進めています。

全国の消費者・消費者団体の運動により「消費者団体訴訟制度」の創設を実現させたように、よりよい「制度」を実現させるには、消費者・消費者団体による世論の盛り上げが重要です。

そこで私たちは、消費者被害（救済）の現状と「集団的消費者被害救済制度」の必要性について、幅広い消費者に改めてご理解いただくためのシンポジウムを、下記概要で開催することにいたしました。

会員の皆様、ぜひご参加ください。添付のチラシを参照ください。

（日 時） 3月10日(木) 13:30~16:00

（名 称） 消費者シンポジウム

くらしやすい社会の実現をめざして！

「集団的消費者被害救済制度」を実現させましょう！

（会 場） 主婦会館プラザエフ9階「スズラン」 ※JR・地下鉄四ツ谷駅徒歩1分

（主 催） 全国消費者団体連絡会、消費者機構日本、日本生活協同組合連合会、
埼玉消費者被害をなくす会、更に幾つかの団体に共催を呼びかけています。

（参加費） 無料(事前申込みは不要です。)

（企 画） 消費者による寸劇や特別報告、パネルディスカッションを通じて、消費者被害(救済)の現状と集団的消費者被害救済制度の必要性をわかりやすく紹介します。

三井ホームエステート(株)に対する差止請求訴訟 第3回期日等のお知らせ

当機構は2010年9月6日、三井ホームエステートに対して差止請求訴訟を提起しました。第3回期日等が下記日時・場所で開催されます。当日は、原告（当機構）・被告（三井ホームエステート）の双方から準備書面等が提出される予定です。書面のやり取りで終わる可能性が強いと思われませんが、本件の裁判に関しては消費者の関心が強いことを示す意味からも、傍聴をご検討いただければと思います。また、第3回期日終了後には、裁判内容の説明会を開催いたします。

1. 第3回期日について

①日 時：2011年1月27日（木）午前10時～

②場 所：東京地方裁判所民事第8部 601号法廷

※同法廷は、東京家庭・東京地方・東京簡易裁判所合同庁舎（法務省合同庁舎C棟）6階にあります。

2. 第3回期日の内容に関する説明会について

第3回期日の終了後、当方の訴訟代理人から、原告・被告の準備書面等の内容（両当事者の主張）の説明を行っていただきます。説明会の日時・場所は下記のとおりです。

①日時：2011年1月27日（木）第3回期日終了後（10時30分頃開始予定）

②会場：東京第2弁護士会 1005室（弁護士会館10階）

3. 傍聴及び説明会への参加について

当日の傍聴及び説明会への参加について、事前に人数を確認させていただきたいと思っております。傍聴・説明会への参加を希望の方は、下記①～③について、消費者機構日本の事務局宛（メールsaitou@coj.gr.jp、FAX03-5216-6077）に、**2011年1月24日（月）**までにご連絡ください。

①所属 ②お名前 ③電話番号・メールアドレス

書籍「18歳から考える 消費者と法」のご紹介

京都産業大学法科大学院教授の坂東俊矢先生と日本女子大学家政学部教授の細川幸一先生による共著「18歳から考える 消費者と法」が出版されました。

本書は、図表やコラムを各項目に配し、1項目2～4ページの読みきりとし、分かり易い構成になっており、消費者問題と法の関わりについて、考えながら学べるようになっています。また、著者のお二人は、消費者問題への造詣が深く、適格消費者団体の活動についても様々な形でご支援いただいている先生方です。

消費者機構日本の会員の皆様には、2月末までの申し込みに限り、特別価格（定価2310円のところ、送料込みで2100円）でのご案内となります。その際のお申し込みは、添付チラシの要領にて法律文化社へ直接お願いいたします。

受験料等返金に関するアンケート調査結果がまとまりました！！

2010年2月8日発行のニューズレターにおいて「資格・検定試験の受験辞退者に対する受験料等返金に関する調査」の開始をお知らせいたしました。

このたび、調査結果がまとまりましたので概要を報告します。(詳細な調査結果につきましては、近日中にホームページに掲載いたしますので、そちらでご確認ください。)

<調査結果概要>

1. 検定試験実施の当日までのキャンセルに対して、理由を問わず検定料金を返金している団体は少ない

検定試験の申込みから試験当日までに受験者本人の希望により返金している団体の割合は約30%でした。

2. 申込み締切日までのキャンセルに対する返金額の割合は、検定料金の約95%

検定料金を返金している場合の返金額については、キャンセルを申し出る時期により違いが見られ、申込み締切日までのキャンセルには「返金に関する事務手数料」が差し引かれ検定料金の約95%が返金されていましたが、申込み締切り後のキャンセルには「試験実施に関する実費」が「返金に関する事務手数料」に加えて差し引かれていました。

3. 検定料金を返金しない理由は、「費用面」が多い

検定料金を返金しない理由は、「試験実施の準備に費用がかかっており、返金すると費用が受験料を超えてしまうから」との回答が最多数で、検定試験の実施運営により返金できない状況にあることがわかりました。また、今回の調査で、国家試験等の公的試験が検定料金を返金していないのは、法律・条例に「検定料金は返金しない」旨明記されていることが理由であることがわかりました。

4. 今後、検定料金の返金を検討するとの回答もありました

現在、検定料金を返金していない団体の約18%が、今後、返金について検討すると回答しました。

5. 返金に関して書面等で受験者に適確に伝えていない団体がありました

返金に関しては受験要項に記載している団体が多数でしたが、どこにも記載していないという団体もありました。また、受験要項等には「一旦納めた受験料は返金しません」という趣旨の記載をしていますが、自然災害、試験実施側の不備・都合、受験申込者の死亡等の場合には返金していると回答した団体もありました。

【実施概要】

目的：資格・検定試験の受験申込みキャンセル時の返金対応の実情把握

実施期間：2010年2月3日～2010年3月12日

調査対象：167 組織・団体

* インターネット上の公開情報を参考に、7 分野（医療／福祉、会計／金融、司法、不動産、パソコン、語学、その他）から、受験料 5,000 円以上の資格・検定試験を行なっている組織・団体を選定。

調査方法：郵送調査／回収数：73 組織・団体（有効回答数 67 組織・団体）回収率 43.7%